

むろらん



市政だより

昭和54年

12月 15 日

No.474



11月29日 8時30分室蘭中央卸売市場

年末・年始の生鮮食料品の供給量の確保と 価格抑制について市長ら業界代表に要請

市長は先月29日、威勢よいかけ声と熱気の中、市民の台所、中央卸売市場を視察しました。

これは、年末年始の生鮮食料品の入荷量の確保と価格抑制について、業界代表にその要請を行ったものです。

席上、業界側から野菜、果実、鮮魚類は、昨年より平均10%増しの供給量で見通しは明ること、また価格についても豊作のミカン・タマネギ、豊漁のサケが安値気配、そのほかの品目も市民の期待に応える旨の説明がありました。

主な内容

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ● 絵鞆・陣屋地区の宅地を売却します | 2 |
| ● 年末・年始の市の執務体制 | 2 |
| ● 宅地を造成したり、石垣を積むときは
必ず許可を受けてから | 3 |
| ● 冬休み児童生徒の校外生活のきまり | 3 |
| ● 農業委員会委員選挙人名簿の登載申請を | 4 |

絵鞆・陣屋地区の宅地を売却



絵鞆地区

土地区画整理事業の保留地（宅地）

「保留地（宅地）」と呼ばれる土地を、次により一般に売却します。希望する人は、現地の「宅地表示板」で現況を確認の上、申込み下さい。

▽ 売却する土地

・絵鞆土地区画整理事業施工区域
内に保留地（宅地）二十区画
宅地面積は、一八二平方尺（五
五・〇五坪）から六六二平方尺
(一九九・九五坪)

・陣屋土地区画整理事業施工区域
内の保留地（宅地）十八区画
宅地面積は、二〇八・六七平方
尺（六三・一二坪）から四〇〇
・二六平方尺（二二一・〇七坪）
△敷地利用の制限
都市計画法による住宅地域とな
る。

年末・年始の ゴミ収集日程

年末は、二十九日（土）まで平常
どおり収集します。

ただし、次の地区については、

年始は、一月四日（金）から平
常どおり収集します。
※あなたの地区的収集日以外は、
絶対にゴミは持ち出さないで下さ
い。

問合せは、清掃第一課（御崎町
以西②一四八三、大沢町以東④
五七六六）まで。

つてますので、建ぺい率は敷

地面積の六〇%です。

三十日に繰上げて収集します。

三十一日（月）の分を二十九日、
三十日に繰上げて収集します。

（繰上げ収集区域）

・二十九日（土）

小橋内町、緑町、西小路町、沢
町、幕西町、水元町

・三十日（日）
入江町、山手町、舟見町、栄町

本町、幸町、清水町、常盤町、
中央町、海岸町、輪西町仲通り

・三条・六条・七条・九条・社

宅通り、東室蘭駅前通り、中島

町、知利別町、高砂町、天神町、
宮の森町、中島本町竹の台・新

日鉄アパート一号館～十四号館

と三十号館～三十三号館。

▽申込期間と受付場所
十二月十七日（月）から二十七日
(木)までの市役所の執務時間中

平日は、九時～十七時

土曜日は、九時～十二時

区画整理課（市役所四階）、陣

屋土地区画整理事務所で受付を

しています。

問合せは、区画整理課（②二一
一一内線五四一、五四二）、ま
たは陣屋土地区画整理事務所（④
六二六一、六二六二）まで。

○指定工事店一覧表は12月1日号市政だ
より折込みの「水道凍結にご注意くだ
さい」裏面に掲載しています。

- ◎清掃部 31日～1月3日まで休みます。
- ◎ごみ収集 31日の収集地域は、29日、30日の両日に繰上げ収集します。
- ◎し尿くみ取り 年内くみ取りの申込みと繰上げくみ取りの地域については30日まで収集します。
- ◎水道部・下水道建設事務所 故障修理は指定工事店でも受けます。
問合せ先・水道 ④6117
・下水道 ④6272
- ※指定工事店一覧表は12月1日号市政だより折込みの「水道凍結にご注意ください」裏面に掲載しています。
- ◎市立病院 29日、1月4日は正午まで診療
30日～1月3日までは休診

～各施設の休館日～

- ・体育馆 27日～1月3日休館（館内整備日含む）1月4日から開館します。
- ・勤労青少年ホーム、勤労婦人センター、青少年科学館、図書館（分室を含む）
労働会館、各児童館
28日～1月3日休館
(館内整備日含む)
1月4日から開館します。

上・下水道料金

委託集金人の変更

水道部では昭和五十四年十一月
二十日より、次の地区的委託集金
人を変更しました。

変更地区
海岸町、緑町、小橋内町、築地
町、港南町、増市町、絵鞆町

委託集金人
（母恋南町五一八一）
吉田勇之助
（母恋南町五一八一）

大掃除の季節です。不用品ダイヤル市をフルにご活用下さい

〈譲って下さい〉

ベッド（二段・シングル・ベビー）、鏡台、
エレクトーン、オルガン、サーキュレーター、
テレビ、洗たく機、バスオール、流し
台、ルームランナー、子供用自転車…他



23局5000番へ

〈譲ります〉

食卓テーブル、小学生用机、歩行器、メリ
ーゴーランド、組立式ガレージ、つり道具
編み機、冷蔵庫、ズボンプレッサー、もち
つき機、ステレオ、電気コタツ、換気扇、
加湿機、石油ストーブ、ホームタンク…他

宅地を造成したり、石垣を積むときは、必ず許可を受けて下さい



宅地造成等規制法により、次の行為については、許可が必要です。必ず市の許可を受けて下さい。

許可を受けずに宅地の造成、または石垣を積んだ場合は、その宅地に建物を建てられない場合や工事のやり直しをしなければならないこともありますので注意して下さい。

○切土によって、高さ二尺をこえるガケができるもの
○盛土によって、高さ一尺をこえるガケができるものの
○切土、盛土を同時に用いる場合で高さ二尺をこえるガケができるもの
○ガケの高さに関係なく、切土や盛土をする土地の面積が五〇〇平方尺を超えるもの
○既存石垣の上にさらに石垣や擁壁を積上げるもの

は、建築指導課宅地係（☎ 22-1-内線五六六）に相談下さい。

冬休み小中高児童生徒校外生活のきまり

区分	小学生（小学校教護会）	中学生（中学校教護会）	高校生（高校教護会）
学習時間	各学校地区で決めた時間	各地区の実態に応じて	
外出時間	午後4時30分まで。 上記に対し30分程度のオーバーは認める。但し、元朝参りは父母同伴とする。	午後6時まで。 父母同伴は午後10時。但し元朝参りは父母同伴とする。	高校生としてのマナーに留意すること。 服装は各校の指導による。 身分証明書を携行すること。
映画	父母かそれに準ずる成人同伴に限る地域により高学年グループの観覧は認める。 (但し学校で許可した映画に限る)	父母の許可印を生徒手帳にもらい 午後6時まで帰宅する。 午後6時以降は父母同伴に限る。	成人向指定映画以外は自由。 夜間は深夜興行観覧禁止。
特別興行	学校で指示	学校で指示	学校で指示
遊戯場	パチンコ、スマートボール、ビリヤード、コインゲーム店などは全面禁止	パチンコ、スマートボール、ビリヤード、マージャン荘、ダンスホールディスコなどは禁止。	パウリング及び、バッティングについて基本事項 1、外出時間により帰宅する 2、下校後一旦帰宅すること 3、賭け事の対象としないこと 4、乱費をしないこと
ボウリング場 バッティングセンター	父母同伴に限る。	ボウリングは父母同伴に限る。 許可するときの基本事項 1、午後8時までとする 2、生徒手帳、または身分証明書を携行する 3、単なる観覧でも父母の同伴を必要とする	
スキー場 スケート	父母の同伴に限る。 午後4時まで滑走。遠出の時は父母かそれに準ずる成人同伴。スポーツパレスについては高学年はグループでもよい。スキー登山は禁止		
魚つり	海、川の危険区域に近づかない。 つりは父母同伴に限る。	父母同伴を原則とする。 安全場所は生徒同志でもよい。 単独禁止。舟つり、ふ頭は禁止。	荷役作業中のふ頭は禁止。
アルバイト	12歳未満は禁止。 12歳以上は親と学校長の許可を受けたもの。	保護者と学校の許可を必要とする。	保護者と学校の許可（時間（終了時間）はおそらくとも午後8時。職種を検討、名簿は補導センターと労基署にそれぞれ提出）
飲食店	父母かそれに準ずる成人の同伴に限る。	父母同伴に限る。	各校の指示による（当該校指定許可店）
外泊旅行	父母かそれに準ずる成人の同伴に限る。	父母同伴とし友人間は禁止。	無断外泊禁止。旅行の場合学校連絡
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○遊び場所、危険区域の指定は地域の実情により定められる。 ○子供に多額の金銭を所持させない。 ○子供が興行類の入場券等の依頼販売は絶対不可。 ○テレビゲーム全面禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物危険玩具の使用禁止 金属製日本刀、水中銃、短刀 ○その他 ○テレビゲーム全面禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 1、オートバイについての申し合わせ事項 <ul style="list-style-type: none"> ①高校生は統一したステッカー（自校名記入）をバイクにはる ②ヘルメット着用義務づけ ③2人乗りの禁止 ④バイクの排気量の制限（各校指示） ⑤バイクの貸借をしないこと 2、免許取得のための、自動車学校の入校希望者はあらかじめ学校に届け出許可を得ること。

農業委員会委員

選挙人名簿の登載申請を

農業委員会委員選挙の選挙権をおもちは、毎年一月一日現在で農業委員会を経由して、選挙管理委員会に選挙人名簿登載申請書を提出しなければなりません。

この申請を怠ると選挙人名簿に登載されないため、選挙時に投票することができませんで、次の人には、必ず申請書を提出して下さい。なお、申請書用紙は昭和五十四年の名簿に基づいて、十二月十五日に送付しますが、この用紙は地区サービスセンターにも置いてあります。

▽申請できる人

- 一、三十アール以上の農地を耕作している人
- 二、一人の同居の親族と配偶者で、年間約六十日以上耕作に従事している人
- 三、昭和三十五年四月一日までに生まれた人

▽提出期限

- ② 一月十日まで、農業委員会事務局にご持参下さい。
問合せは、農業委員会事務局(○)

国民年金特例納付制度 最後のチャンス

問合せ先 保険年金課

固定資産税・都市下水道事業者受益者負担金
3期の納定期限は25日、
国民健康保険料
1期の納付期限は286日
期です。國民

〈乳幼児相談〉 無料
1月8日 本輪西地区
11日 市役所保健室
14日 衛生課輪西分室
28日 中島地区
時間 10:00~11:00
13:00~15:00
1月16日 白鳥台地区
時間 13:00~15:00
〈6カ月児検診〉 無料
1月22日 中島地区
23日 本輪西地区
24日 衛生課輪西分室
25日 労働会館
時間 12:30~13:30
対象 昭和54年7月生まれの赤ちゃん。

※対象者には個人通知をいたしますが万一通知書が届かない場合でも受診でありますので直接、会場へおいで下さい。

〈離乳食講習会〉 無料
2月4日 衛生課輪西分室
時間 13時までにおいで下さい。講習時間は2時間程度。

定員 30人
対象 昭和54年10、11月生まれの赤ちゃんをおもちのお母さん。

※市衛生課保健係へ電話、または口頭で申込み下さい。

〈定時予防接種〉
1月実施分
16、23、30日
中島地区
18、25日 衛生課輪西分室
22、29日 市役所保健室
24、31日 本輪西地区

17日 白鳥台地区
時間 13:00~13:45
◎種目

- 3種混合 無料
1期、2期 24カ月~48カ月に至る期間に接種
 - 破傷風 有料1回150円
1カ月間隔で2回接種
 - インフルエンザ
2週間間隔で2回接種
- 対象 満3歳以上
※15歳未満と70歳以上的人は無料
15歳から69歳までは有料(1回 500円)

《予防接種についての禁忌事項》

- ☆下記に該当する人は接種できませんのでよくお読みになってから会場へおいで下さい。
- 1.発熱している人、または著しい栄養障害者。
 - 2.心臓血管系疾患、腎臓疾患または肝臓疾患にかかっている人で、この疾患が急性期、増悪期、または活動期にあるもの。
 - 3.接種液の成分によりアレルギー症状を呈するおそれがあることが明らかな人。
 - 4.接種液により異常な反応を呈したことが明らかな人。
 - 5.接種前1年以内にけいれんの症状を呈したことが明らかな人。
 - 6.妊婦
 - 7.急性灰白髄炎(ポリオ生ワク)、麻しん、風しん

もしくは、BCGの予防接種を受けた後1カ月を経過していない人。

- 8.前各号に掲げる者のほか予防接種を行なうことが不適当な状態にある人。

〈1歳6カ月児歯科検診〉

無料
1月29日 本輪西地区
31日 中島地区
時間 12:30、13:00
13:30

☆今月の対象者は昭和53年4月、5月生まれですが会場等の都合により検診月がずれる場合もあります。

〈結核検診〉 無料

○レントゲン撮影
1月16日 白鳥台地区
1月22日 中島地区
1月24日 衛生課輪西分室
時間 13:00~15:00

※一般市民を対象に実施します。どの会場に行っても受けることができます。

〈3歳児健診〉 保健所主催

1月17日 市民会館
対象 昭和51年9、10月生まれの輪西町から日の出町と高平町から白鳥台に居住する幼児

1月18日 室蘭市医師会館
対象 昭和51年9~12月生まれの中島本町から水元町、高砂町の居住の幼児。

時間 9:30~11:00
13:00~14:00

☆対象者には室蘭保健所から個人通知します。



〈先天性股関節脱臼検診〉

保健所主催
1月24日 室蘭保健所
対象 生後3~6カ月の乳児
定員 50人
料金 670円
申込方法

室蘭保健所普及課(幸町9-11☎9131)へ申込み下さい。

〈赤ちゃんと妊娠婦に牛乳とまたは粉乳を無料支給〉

市では、生活保護世帯、市民税非課税世帯、所得税非課税世帯の乳児と妊娠婦に牛乳または粉乳を無料で支給しています。

ただし乳児については、体重制限があります。

該当者は印と母子手帳を持参の上、衛生課保健係までおいで下さい。

☆保健所から妊娠婦にお願い

母子手帳の交付を受けると妊娠婦無料受診票が入っていますが妊娠中毒防止の上でも必ず受診して下さい。

なお、規程以外の検査を受けた場合はその分の料金は個人負担となります。